条約送付及び通知

五月十六日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とリトアニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上及び通知

五月十六日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律

生産性向上特別措置法

産業競争力強化法等の一部を改正する法律

人事異動

内閣

簡易裁判所判事兼判事補に任命する（東京地方裁判所判事）　判事　鎌倉　正和

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（以上五月十六日）

法務省

浅見　眞　伊藤　哲朗
海保　誠治　熊田　士朗
島田　征夫　西　謙二
二村　久則　松山　恒昭　水口　章
三井　誠　三好　正弘　毛受　久
薬師寺公夫　山崎　健
山田　寛　山田　哲也
難民審査参与員に任命する（各通）（五月十六日）

海上保安庁

（次長）　花角　英世

国土交通省に出向させる（国土交通省総合政策局次長）　一見　勝之

次長に昇任させる（以上五月十五日）

最高裁判所

福岡簡易裁判所判事　丸尾　敏也

横須賀簡易裁判所判事に補する（五月九日）　井上　泰人

判事兼簡易裁判所判事

東京高等裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する（五月十日）　高橋　潤一

札幌簡易裁判所判事

旭川簡易裁判所判事に補する　青山　直人

東京簡易裁判所判事

札幌簡易裁判所判事に補する（以上五月十四日）

岡山家庭裁判所判事・岡山簡易裁判所判事　志田原信三

大阪高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

大阪簡易裁判所判事に補する

広島高等裁判所判事・岡山簡易裁判所判事　長井　秀典

岡山家庭裁判所判事に補する

岡山家庭裁判所判事

京都地方裁判所判事・京都簡易裁判所判事　橋本　一

広島高等裁判所判事に補する

広島高等裁判所岡山支部勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する

岡山簡易裁判所判事に補する

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　入子　光臣

京都地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

京都簡易裁判所判事に補する（以上五月十五日）

○定年退官

簡易裁判所判事大森一壽郎は五月八日限り定年退官

判事兼簡易裁判所判事河合裕行は五月十四日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

信任状捧呈式

五月十五日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在マダガスカル国特命全権大使ﾐﾚｲﾕ・ラザナマラフ・ラクトゥマラフの信任状捧呈式を行われた。

五月十五日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在モーリタニア国特命全権大使エル・ハセン・モハメド・エレイエットの信任状捧呈式を行われた。

行啓

皇后陛下は、五月十六日午前十時三十八分御出門、平成三十年全国赤十字大会に御臨席のため、明治神宮会館（渋谷区）へ行啓、午後零時三分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第4項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第5項において準用する同法第17条第4項の規定に基づき公告する。

平成30年5月18日

農林水産大臣　齋藤　健

北海道第3種及び第4種漁港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港漁場整備法第19条第5項において準用する同法第17条第4項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　平成30年5月18日から平成30年6月7日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局稚内開発建設部、北海道開発局留萌開発建設部、北海道開発局小樽開発建設部、北海道開発局函館開発建設部、北海道開発局室蘭開発建設部、北海道開発局釧路開発建設部、北海道開発局網走開発建設部、稚内市役所、礼文町役場、利尻町役場、遠別町役場、積丹町役場、奥尻町役場、松前町役場、福島町役場、函館市役所、室蘭市役所、登別市役所、白老町役場、新ひだか町役場、えりも町役場、豊頃町役場、厚岸町役場、根室市役所、斜里町役場、北見市役所、佐呂間町役場及び湧別町役場

国家試験

平成30年度浄化槽管理士試験の実施について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第46条第2項の規定に基づき、平成30年度浄化槽管理士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第4項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターが行う。

1　試験期日　平成30年5月18日　環境大臣　中川　雅治

2　試験地　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

3　試験科目

(1)　浄化槽概論

(2)　浄化槽行政

(3)　浄化槽の構造及び機能

(4)　浄化槽工事概論

(5)　浄化槽の点検、調整及び修理

(6)　水質管理

(7)　浄化槽の清掃概論

4　受験手続

(1)　試験を受けようとする者は、次の書類（受験申請書等）を提出すること。

ア　受験申請書（環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）様式第6号により作成すること。裏面に受験料の「払込受付証明書」を添付すること。）

イ　写真（申請前6月以内に、脱帽して正面から撮影した本人を確認できる背景無地の上半身像で、縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

ウ　受験票送付用の返信用封筒（受験者の住所、氏名及び郵便番号を記載し、82円切手を貼付すること。）

(2)　受験申請書等の受付期間及び提出場所

ア　受験申請書等は、平成30年7月2日（月曜日）から8月8日（水曜日）までに、公益財団法人日本環境整備教育センター（郵便番号　130―0024　東京都墨田区菊川2―23―3、電話番号03（3635）4881）に提出すること。

イ　受験申請書等を直接持参する場合の受付期間は、アの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前10時から午後4時までとする。

ウ　受験申請書等を郵送する場合は、「浄化槽管理士試験受験申請書類在中」と朱書きして、簡易書留とすること。この場合、平成30年8月8日（水曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。